



東京海上日動

2025年4月1日以降始期用

パンフレット兼重要事項説明書

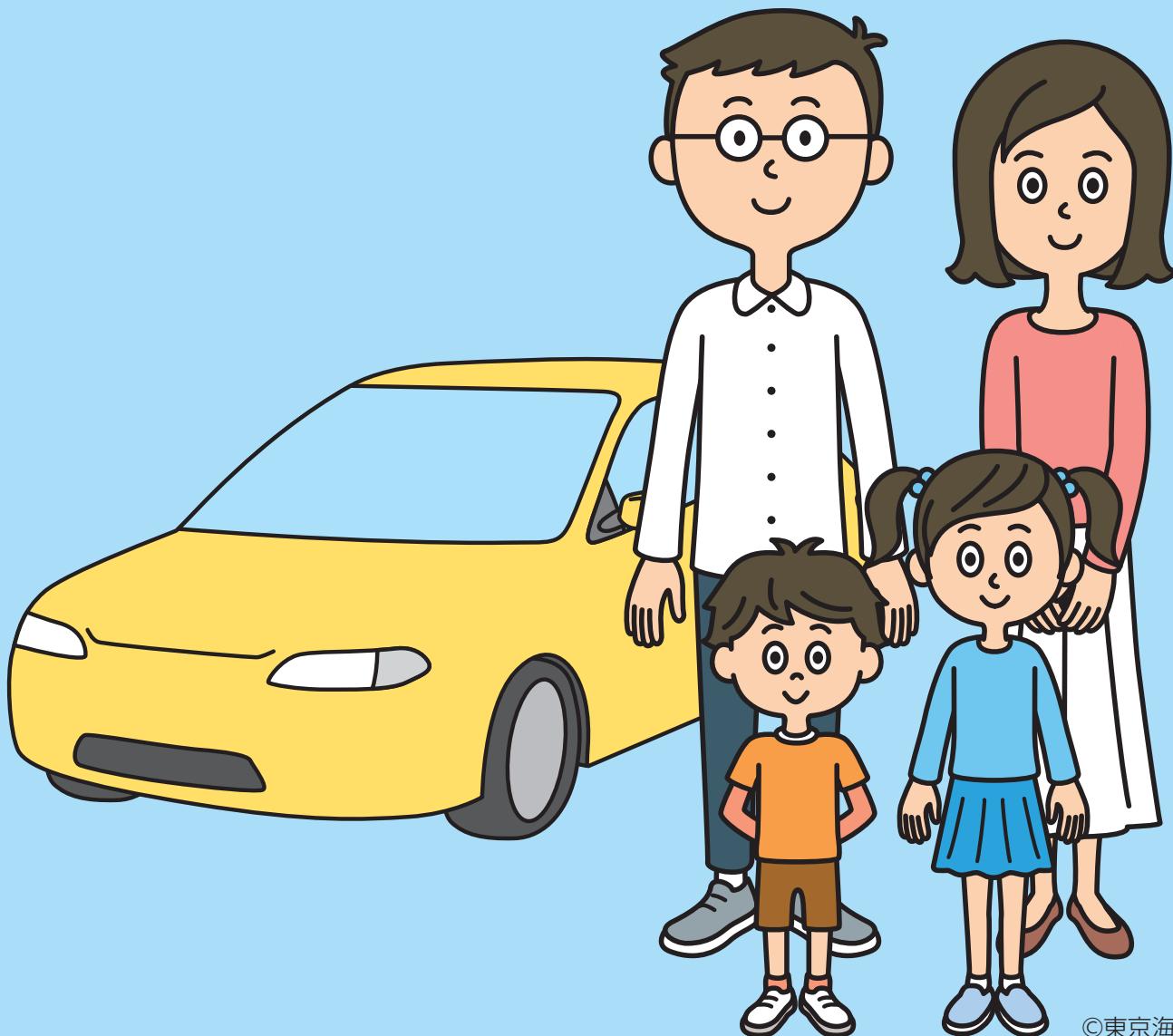
# お~とめいと<sup>®</sup>

## TOTAL assist 自動車保険

団体扱割引制度により  
**30% OFF**

本冊子は「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」のパンフレット兼重要事項説明書です。

※「お~とめいと」は日立保険サービスがご案内する団体扱自動車保険のペットネームです。



©東京海上日動

他人のお車を借りる場合等、スマートフォン等でご加入手続きが可能な24時間単位の自動車保険「ちょいのり保険(1日自動車保険)」がお役に立ちます。

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容について、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、日立保険サービスまたは東京海上日動までお申出ください。  
※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

申込書等別紙

人とクルマの毎日に**安心**をお届けする。

安心  
1

ご契約時も

安心  
2

毎日の暮らしも

それが、トータルアシスト自動車保険

安心  
3

万が一の事故や故障のときにも



お客様一人一人のご希望にあった補償をご提案します!

#### 充実の補償!

基本となる「3つの基本補償」と「3つの基本特約」に加え、補償を充実させる豊富な特約のラインナップの中から、お客様のご希望にあわせて、必要な補償をご提案します。

●**車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約**をすべてのご契約に自動セットし、お客様のニーズの高い以下の費用を補償します!



●ドライブレコーダーを用いた先進的なサービスをご提供する特約やお客様の大切なお車の補償を充実させる各種特約をご用意しています!



各特約の詳細は、P.2~8をご参考ください。

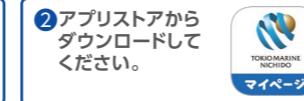
\*1 「ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約」は、端末を通じた自動発報による事故連絡を、「ご契約のしおり(約款)」で定める「事故発生の通知」義務の履行とみなすこと等を規定した特約です。

\*2 費用はお客様にご負担いただきます。

事故・故障時以外の日常生活においても安心をお届けします!

#### スマートフォン専用アプリ 東京海上日動マイページアプリ

- 事故・故障の連絡もGPS機能でご自身の位置情報をコールセンターや代理店に知らせることができます。
- 自動車保険以外のご契約もまとめて一元管理できます。
- 大雨情報等の災害情報や災害発生後に被害のご連絡方法をご案内しています。



#### メディカルアシスト(サービス) 24時間・365日受付

医療機関のご案内や医療相談等、日常の病気やケガのお悩みに、お電話にて無料でお応えします。

##### <医療機関案内>

全国56万件のデータベースから、お客様のご要望にあった医療機関等をご案内します。

##### <緊急医療相談>

救急科専門医と、5年以上の臨床経験を有した看護師が「常駐」し、突然の発病やケガ、日常のおからだの悩みについてアドバイスします。

##### <約束専門医相談>

30以上の診療分野ごとの専門医がお客様の疑問や不安にお答えします(予約制)。

##### <かん専用相談窓口>

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師や看護師等がお応えします。

##### <転院患者移送手配\*>

国内の転院や患者移送にかかる手続き、手配的一切をお手伝いします。

#### 介護アシスト(サービス)

平日午前9時～午後5時受付  
(土日祝・年末・年始を除く)

お客様やご家族が抱える介護に関するご負担を軽減します。

##### <電話介護相談>

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、電話で介護に関するご相談を承ります。

##### <各種サービスの優待紹介\*>

ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご利用いただける事業者を紹介します。

##### <インターネットによる介護情報サービス>

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護に関する様々な情報をご提供します。

## 団体扱自動車保険の概要

### 1. 対象となるお客さま

日立製作所およびグループ会社で日立製作所が認める企業が対象となります。

対象となる方	ご注意 対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。 (ご家族などは対象外)	上記企業の従業員さま および退職者さま
記名被保険者・車両保有者 ご家族などの場合は、ご契約者との統柄にご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

**ご注意** ・対象とならないケースに変更となった場合は日立保険サービスまでご連絡ください。  
・退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足の場合等により、団体扱特約が失効した場合は、残りの保険料を一括してお支払いただくことがあります。  
・日立グループでは記名被保険者はご契約のお車を実態上「主に運転する人」が上記の表の「対象となる方」の場合に限ります。

### 2. 団体扱割引率

30% OFF

ノンフリート等級割増引後の保険料からさらに30%割引となります。

団体扱割引率は、事故の実績(保険会社の収入保険料に対するお支払った保険金の割合)およびご契約加入台数の実績により算出され、2025年4月1日～翌年3月31日までの始期の契約に適用されます。なお、事故の実績が高くなつた場合は、割引率がダウンすることがあります。

それが、トータルアシスト自動車保険

安心  
3

万が一の事故や故障のときにも

お客様がもっとも不安な「事故発生から24時間」を万全な初期対応でサポート。夜間・土日祝日も速やかに対応します!

#### ロードアシスト 24時間・365日対応

- 車両搬送費用補償・車両搬送サービス
- 緊急時応急対応費用補償・緊急時応急対応サービス 等



レッカーミッション可能な距離は、安心の約180km相当(2024年4月時点の実績)

東京海上日動が事前に承認した場合は、無制限とします。\*

#### 事故現場アシスト(サービス) 24時間・365日対応

- 相手方への連絡
- 修理工場・病院への連絡 等



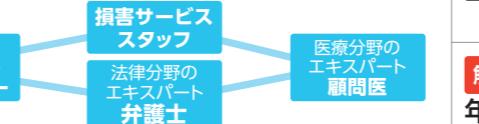
初期対応後は24時間以内に状況を報告!

2 また、相手の方との交渉が必要な事故でも、「チーム・エキスパートの解決力」で円満解決をサポートします。

\*事故にあわれた方の約3人に2人は、相手の方との交渉が必要です。

#### 解決力1 高い専門性に基づくチームアプローチ

円満解決に向けてエキスパートがチームでサポートします。



解決力2 安心・充実のネットワーク すべての都道府県に配置しています。

国内損害サービス拠点数 ..... 207ヶ所 (2024年4月時点)

3 「ドライブエージェント パーソナル(DAP)」で、事故時だけでなく、日常の運転においてもお客様の安心・安全をサポートします!

「ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約\*1」をご契約いただいたお客様に対して東京海上日動がドライブレコーダー端末を貸与し、お客様に安心・安全をお届けするサービス「ドライブエージェント パーソナル(DAP)」をご提供します。

#### 「安心・安全」をお届けする4つのサービス

##### 「いざ」という時も

##### ① 迅速で安心な事故受付サービス

- 自動で事故連絡を行い、端末で通話が可能
- 事故映像を自動的に記録・送信

##### 事故後の対応も

##### ② 早期解決支援サービス

- AIが再現した事故状況を損害サービススタッフに自動連携することで、事故の早期解決を支援

##### 日常の運転中も

##### ③ 事故防止支援サービス

- お客様の運転状況をもとに、リアルタイムに注意喚起

##### ご契約の更新時も

##### ④ 安全運転診断サービス

- お客様の運転特性をもとに、専用のレポートを提供

#### ご利用の流れ

「ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約\*1」をセットしてご契約

東京海上日動からドライブレコーダー端末を発送

端末の取り付け サービスのご利用開始



ドライブレコーダー端末は以下のいずれか一方を選択いただけます!  
(各端末の機能の詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。)

<外側>

前方1カメラ型

2カメラ一体型

<内側>

前方カメラ 車内カメラ



前方



撮影可能範囲



前方+車内\*8  
(駐車中の撮影も可能)

620円\*9

保険料(月額)

810円\*9

### 3. 退職後のお取扱い

退職後も口座振替方式に切り替えることによって継続して団体扱で保険にご加入いただけます。30%の団体扱割引も適用となります。

※退職者の加入要件は次の2つの要件を満たす方です。

①退職時に1年以上継続して団体扱自動車保険にご加入されていた方。

②退職後の契約においても本人が保険契約者であり、かつ保険料引落口座の名義人である方。

※保険料のお支払いは、現金・クレジットカード払でのお取り扱いはできません。

### 4. 他社の等級別割引継承について

日立保険サービスが取扱う団体扱自動車保険に切り替えた場合は、他の保険会社やJA共済・全労済等で適用されていたノンフリート等級がそのまま継承されます(ただし、一部の共済を除きます。)。

## 東京海上日動は、「3つの基本補償」と 「自動セット」と記載されていない補償・特約は、一部の条件を除き、それぞれご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。<sup>\*1</sup>



### 補償・サービスを充実させる特約 (P.2)

ドライブレコーダーを用いた  
先進的な各種サービスを受けるためには?

ドライブエージェント  
パーソナル(DAP)特約

P.2 等

\*1 トータルアシスト自動車保険では、原則として人身傷害保険と「入院時選べるアシスト特約」が自動セットされます。

\*2 所定の条件を満たす場合は、原則自動セットされます。詳細はP.4をご参照ください。



メディカルアシスト  
(サービス) P.1

介護アシスト  
(サービス) P.1

事故現場アシスト  
(サービス) P.2

充実のサービスで、事故のときだけではなく  
※原則として無料で左記のサービスをご提供します。  
※「メディカルアシスト」、「介護アシスト」および「事故現

ご契約  
いただく前に!

トータルアシスト自動車保険は、ノンフリート契約の場合で、  
右の①～③のすべてに当てはまるときに  
ご契約いただけます。

### 3つの基本補償

#### 賠償責任保険

対人賠償  
責任保険  
対物賠償  
責任保険  
自動  
セット

対物超過修理費特約

P.5

### 3つの基本特約

#### 弁護士費用特約 (自動車事故型)

もらい事故アシスト

P.5

#### 傷害保険

人身傷害保険<sup>\*1</sup>  
+ 人身傷害乗用具事故  
補償特約

P.6

#### 入院時選べる アシスト特約

入院時選べるアシスト  
自動  
セット

P.6

#### 車両保険

車両保険  
自動  
セット

車両全損時諸費用  
補償特約

P.5, P.6

#### 車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等 補償特約

ロードアシスト  
レンタカー等諸費用アシスト  
自動  
セット

P.7

#### 車両新価保険特約<sup>\*2</sup> 車両全損時復旧費特約

P.4

## 「3つの基本特約」で、安心をお届けします。

東京海上日動はお客様の大切なお車をお守りするために  
下記の特約をご用意しています。

#### 新車が事故で大きな損傷を受けてしまったときに

##### ●車両新価保険特約

オプション 自動セット<sup>\*3</sup>



車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)をご契約の場合にご契約いただけます。ただし、満期日がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から61か月を超える場合は始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が協定新価保険金額の50%以上となるときになります。なお、車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)をご契約の場合で満期日がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から38か月未満のときには原則自動セットされます<sup>\*3</sup>。

ご契約のお車が、事故により大きな損傷を受けた場合<sup>\*4</sup>の新車購入費用等について「協定新価保険金額」を限度に保険金をお支払い(新価払)します。また、新たにお車を購入されて新価払で車両保険金をお支払いする場合のほか、ご契約のお車が修理できない場合、修理費が車両保険金額以上となる場合に再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

\*3 ご契約のお車がリースカーの場合やお車の買替えを想定されていない場合等、本特約の補償が不要な場合は、本特約をご契約いただくことなく車両保険をご契約いただけます。また、「リースカー車両費用保険特約[オプション]」等をご契約の場合は自動セットされません。

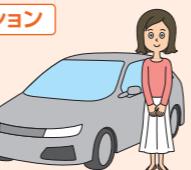
\*4 「修理できない場合」、「修理費が車両保険金額以上となる場合」または「修理費が協定新価保険金額の50%以上となる場合(車体の内外装および外板部品を除いた部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。)」のいずれかをいいます。なお、盗難され発見されない場合を除きます。

※車両保険の保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約のお車がリースカーの場合は、リースカーの貸主にお支払いします。

#### 長年乗ってきたお車が事故で損傷を受けて修理費が高額になってしまったときに

##### ●車両全損時復旧費特約

オプション



車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)をご契約の場合にご契約いただけます。ただし、満期日がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から61か月を超え、始期日時点の車両保険金額が新車保険価額(ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式および仕様の新車の市場販売価格相当額をいいます。)の50%未満となるときになります。

ご契約のお車が、事故により損傷を受けて修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合<sup>\*5</sup>の新たなお車の購入費用等について「復旧費用限度額」<sup>\*6</sup>を限度に保険金をお支払いします。また、これらの場合に再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

\*5 盗難され、発見されない場合を除きます。

\*6 車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額です。

※車両保険の保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約のお車がリースカーの場合は、リースカーの貸主にお支払いします。

#### お車が故障し、走行不能となった場合の修理費が心配!

##### ●故障補償特約(搬送時)

自動セット



ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であり、かつ車両保険(一般条件)をご契約の場合で始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えるときに自動セットされます。

ご契約のお車が故障により走行不能となり修理工場等へレッカー搬送された場合に、ご契約のお車に生じた故障損害について10万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が10万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。

\*「リースカー車両費用保険特約[オプション]」をご契約の場合は自動セットされません。

\*保証契約(メーカー保証や延長保証等)にご加入の場合等、本特約の補償が不要な場合は「故障搬送時車両損害補償特約の不適用に関する特約[オプション]」をご契約ください。

\*故障により走行不能となったご契約のお車を修理工場等へ搬送される場合は、事前に東京海上日動(連絡先: 0120-119-110または 0120-560-057)にご連絡ください。

#### く、日常生活でもお客様をしっかりサポート

サービスの詳細は東京海上日動のホームページをご参照ください。なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。  
「事故アシスト」は、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

#### 3 ご契約のお車を事業以外でも使用

例えば

ご家庭で使用するお車や、個人事業主の方が事業以外にもご家庭で使用するお車の場合、トータルアシスト自動車保険をご契約いただけます(事業にのみ使用するお車はTAPをご契約いただけます)。

※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## 本冊子の構成

### パンフレット

#### 商品内容

▶ P.1～8

### 重要事項説明書

#### I 契約締結前に おけるご確認事項

▶ P.9～13

#### II 契約締結時に おけるご注意事項

▶ P.13～14

#### III 契約締結後に おけるご注意事項

▶ P.15

#### IV その他ご留意 いただきたいこと

▶ P.16

#### V その他該当する場合に ご確認いただきたいこと

上記I～IVとあわせてご確認いただきたい重要な事項を記載しています。

- 1.割引制度
- 2.前契約において事故に  
あわれたお客様へ

▶ P.17～18

# 3つの基本補償と3つの基本特約で、「賠償」「ご自身」「お車」の

●自動セット マークがない場合は、ご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。なお、人身傷害保険と「入院時選べるアシスト特約」は原則として



## 賠償に関する補償

### 対人賠償責任保険

詳細はP.10

他人にケガをさせてしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。

保険金額は無制限をおすすめします。

### 対物賠償責任保険

詳細はP.10

他人の物を壊してしまったとき等の法律上の損害賠償責任を補償します。

保険金額は無制限をおすすめします。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!  
(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険)



示談交渉できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合等

### 対物超過修理費特約

自動セット

対物賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償します。

対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。  
※損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行った場合に限ります。

【例】



### 弁護士費用特約 (自動車事故型)

オプション

もらい事故アシスト

ご契約のお車の事故で相手方に法律上の損害賠償請求をする場合や、ご契約のお車での対人事故における刑事件等の対応を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

【弁護士費用特約(自動車事故型)の補償について】

補償される事故	相手方に法律上の損害賠償請求をする場合 (1事故について補償を受けられる方 1名あたり300万円限度)	対人事故における刑事件等の対応を行う場合 (1事故について補償を受けられる方 1名あたり原則150万円限度)
特約名	日常生活での事故	ご契約のお車の事故
弁護士費用特約 (自動車事故型)	×	○ *1

\*1 記名被保険者およびそのご家族(これらの方が運転中の場合は同乗者やそのお車の所有者を含みます。)は、ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

\*2 記名被保険者およびそのご家族は、ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車を運転中の事故も補償の対象です。

## お車の補償

### 車両保険

詳細はP.10

ご契約のお車の修理費等を補償します。

お選びいただくご契約方式により、対象となる事故の範囲が異なります。

主な事故例	ガードレール・電柱に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突*10	自転車との衝突	人・動物との衝突	火災・爆発	盗難	いたずら・落書き・窓ガラス破損	飛来中・落下中の他物との衝突	台風・たつ巻・洪水・高潮	地震・噴火・津波
ご契約方式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

\*10 二輪自動車・原動機付自転車との衝突を含みます。

※いずれのご契約方式においても、上表に記載のない電車やキックボード等との衝突・接触も補償の対象です。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## リスクに備えます。

! ご注意ください  
(P.4~8共通)

自動セットされます(P.9ご参照)。

各補償・特約には、保険金をお支払いしない場合があります。また、記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

## ご自身の補償

※お車に乗車中の方も補償します。

### 人身傷害保険

原則として自動セットされます。

詳細はP.10

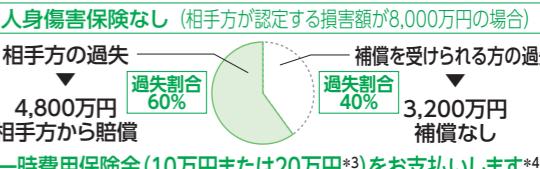
ケガによる治療費・休業損害、死亡による逸失利益・精神的損害等、様々な費用について実際の損害額を補償します。また、人身傷害乗用工具事故補償特約をご契約いただく場合は、ご契約のお車以外の乗用具に搭乗中の事故や歩行中に乗用具と接触した事故等も補償します。

【例】総損害額8,000万円の事故が発生した場合

人身傷害保険あり  
**8,000万円を補償**

(保険金額が8,000万円以上の場合)

※相手方からの賠償があった場合は、差額を補償します。相手方から賠償



5日以上入院した場合の急な出費の備えとして、傷害一時費用保険金(10万円または20万円\*3)をお支払いします\*4。

【補償を受けられる方・補償される事故】(人身傷害保険・入院時選べるアシスト特約)

発生した事故	ご契約のお車に乗車中の事故	ご契約のお車以外のお車*5に乗車中の事故	記名被保険者およびそのご家族
ケガ・死亡された方	○	×	×
人身傷害保険	○	×	×
+ 人身傷害乗用具事故 補償特約	○	○	○ *8

\*3 「傷害一時費用保険金倍額払特約[オプション]」のご契約が必要です。

\*4 「傷害一時費用不担保特約[オプション]」をご契約いただく場合は、傷害一時費用保険金をお支払いしません。また、「人身傷害乗用具事故補償特約[オプション]」をご契約いただく場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故については、傷害一時費用保険金をお支払いしません。

\*5 ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用する自動車および原動機付自転車等は対象外です。

\*6 「他車運転危険補償特約」により補償対象となる場合があります。

\*7 記名被保険者またはそのご家族がご契約のお車以外のお車\*5を運転中\*9の事故の場合は、同乗者も補償されます。

\*8 自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故の場合、ケガによる休業損害および精神的損害は補償の対象外です。

\*9 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

\*上表以外に、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者も、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

\*乗用具とは、自動車・原動機付自転車・自転車・移動用小型車等をいいます。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合に、支払限度額の範囲内で、補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。

「事故が起きてから」お客様にお好みの補償を選んでいただくことができます。

【補償メニュー例】

差額ベッド代提供	お見舞い御礼提供	ホームヘルパー派遣	タクシー・駐車場費用	事故防止費用(ペダル踏み間違い防止装置等)
----------	----------	-----------	------------	-----------------------

●支払限度額は入院3日目に10万円分、その後1日あたり1万円分ずつ加算(180万円分が上限)

●各種メニュー手配から費用のお支払いまで専用のサポートデスクが対応(一部メニューを除く)

\*ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

\*それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。

\*ご利用にあたっては、事前に専用のサポートデスク(連絡先:0120-078-380)にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。

\*入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

受付時間  
午前9時～午後9時  
(365日対応)

### 車両全損時諸費用補償特約

自動セット

人身傷害保険をご契約の場合に自動セットされます。

車両保険をご契約の場合に自動セットされます。

車両新価保険特約

車両全損時復旧費特約

詳細はP.4

詳細はP.4

# 自動セットされるロードアシストで、事故だけでなく「故障」のときにも安心です。

## 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約

自動セット

ロードアシスト

レンタカー等諸費用アシスト

車両保険をご契約いただいている場合でも自動セットされます。

24時間  
365日対応

本特約には「ロードアシスト」および「レンタカー等諸費用アシスト」がセットされ、ご契約のお車について、事故・故障・盗難等により必要となる「車両搬送費用」「緊急時応急対応費用」「レンタカー費用」「車両引取費用」「代替交通費用」の補償をご提供します。また、事故や故障時のレッカーバン送、お車のトラブル時の応急対応等のサービスをご提供します。

\*3付帯サービスは原則として無料でご提供します。

\*サービスのご利用にあたっては、事前に東京海上日動(連絡先:0120-119-110または0120-560-057)にご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。

\*車両搬送費用・緊急時応急対応費用、レンタカー費用、車両引取費用、代替交通費用については「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約」、「レンタカー費用の補償日額に関する特約[オプション]」の規定に従い保険金をお支払いします。

### ロードアシスト

#### 1 車両搬送費用補償・車両搬送サービス

事故・故障・盗難等により走行不能\*1となった場合または電気自動車の充電切れにより走行不能となった場合に、修理工場等までレッカーバン送を行い、レッカーバン送に必要な費用(車両搬送費用)を1回の事故等について②と合計で15万円\*2を限度にお支払いします\*3([車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約]による補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします)。

##### 【搬送可能な距離】

15万円でレッカーバン送可能な距離は  
安心の約180km相当(2024年4月時点の実績)

東京海上日動が事前に承認した場合は無制限\*2

\*JAF会員の方がJAFをご利用された場合、②の部品代・消耗品代を保険期間中\*4に1回に限り4,000円を限度に東京海上日動が負担します。また、③①のサービスを保険期間中\*4に2回(明細型契約の場合は明細ごとに2回)ご利用いただけます。

\*1 事故で運転者の方が救急搬送されたことにより運転者の方がご契約のお車を移動させることができない状態を含みます。  
\*2 搬送先の修理工場等について東京海上日動が事前に承認した場合は、レッカーバン送に必要な費用について限度額を適用せずに支払います。  
\*3 ガソリン・軽油を燃料としないお車における燃料切れにより、走行不能となった場合は、燃料の補充が可能な場所までレッカーバン送を行い、レッカーバン送に必要な費用を1回の燃料切れについて15万円\*2を限度にお支払いします。  
\*4 長期契約の場合は1保険年度中とします。  
\*5 電気自動車の充電切れにより走行不能となった場合を除きます。  
\*6 保険期間中\*4に1回(明細型契約の場合は明細ごとに1回)ご利用いただけます。

### レンタカー等諸費用アシスト

#### 4 レンタカー費用補償

事故\*7・故障・盗難によりご契約のお車の代替としてレンタカー\*8を借り入れるための費用(レンタカー費用)を、補償日額を限度に補償します\*9。補償日数の限度は、事故の場合は30日、故障の場合は15日です。なお、事故の場合はレッカーバン送の有無を問わず\*10補償します。

○:補償されます ×:補償されません

	事故*7		故障		補償日額 (上限)	補償日数 (上限)
走行不能によるレッカーバン送	あり	なし	あり	なし		
レンタカー費用の補償*11	○	○*10	○	×	5,000円 または 7,000円*13 または 10,000円*13	事故:30日 故障:15日

\*盗難の場合の補償は、事故の場合と同じです。

\*7 パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合を含みます。

\*8 東京海上日動が指定するレンタカー会社、または事前に承認するレンタカー会社において借り入れるレンタカーに限ります。

\*9 バッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルは対象外です。

\*10 パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合は、走行不能となりレッカーバン送されたときに限ります。

\*11 自然災害の影響によって生じたレンタカーの不足やその他の事情により、補償を受けられる方がレンタカーの借り入れができると東京海上日動が認めた場合で、他の交通手段の利用が必要なときは、その交通手段の利用に必要な費用をレンタカー費用に含めて補償します。

\*12 法令等により走行してはいけない状態で自力走行により修理工場等へ入庫した場合、保険金はお支払いできませんが、「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」に従いサービスとしてレンタカーをご提供します。

\*13 「レンタカー費用の補償日額に関する特約[オプション]」のご契約が必要です。

\*電気自動車における充電切れまたはガソリン・軽油を燃料としないお車における燃料切れによりロードアシストの対象となる場合は、レンタカー等諸費用アシストについても対象となる場合があります(詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください)。

\*「レンタカー等諸費用アシスト」を不要とする場合は、「レンタカー費用等不担保特約[オプション]」をご契約ください。

ご利用に  
あたっての  
主な注意点  
(本ページ共通)

- 「ロードアシスト」、「レンタカー等諸費用アシスト」には一定のご利用条件やご利用上限額があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「ロードアシスト利用規約」および「レンタカー等諸費用アシスト利用規約」をご参照ください。また、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- 「走行不能」とは、ご契約のお車が動かなくなった状態や法令等により走行してはいけない状態等をいいます(例車が大破して動かなくなった、夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等)、雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態は、補償・サービスの対象外です。
- 「レッカーバン送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送やけん引専用ロープによるけん引等も含みます。
- 「ロードアシスト」、「レンタカー等諸費用アシスト」のサービスは、東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。

# 補償を充実させる特約で、より大きな安心を。

●自動セットされる特約(自動セット)と、自由にお選びいただける特約(オプション)があります。

お車の補償に関する特約

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

オプション

車両保険(一般条件)をご契約の場合にご契約いただけます。

「ドライブエージェントパーソナル(DAP)特約」についてはP.2、「車両新価保険特約」・「車両全損時復旧費特約」・「故障補償特約(搬送時)」についてはP.4をご参考ください。

地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損\*14となった場合に、移動手段の確保等、記名被保険者が臨時に必要とする費用の備えとして、一時金をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

\*14 本特約における「全損」は、車両保険における「全損」とは定義が異なります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参考ください。

## 無過失事故に関する特約

自動セット

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをご契約の場合に自動セットされます。

## 他車運転危険補償特約

自動セット

車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。

## ファミリーバイク特約

オプション

対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。

## 車内携行品補償特約

オプション

ファミリーバイク(借りた場合を含みます)を使用中に生じた記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および乗車中に生じたケガ等について、保険金をお支払いします。

ファミリーバイクとは、原動機付自転車をいいます(総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます)。

「人身傷害あり」タイプ、「自損事故傷害あり」タイプからお選びいただけます。「人身傷害あり」タイプは「自損事故傷害あり」タイプと比べて、ケガの補償範囲が広く、自損事故や無保険車との事故に加えて、他の車と衝突した場合等も補償します。

\*「運転者の年齢条件特約」、「本人限定特約」または「本人・夫婦限定特約」をご契約されている場合でも、これらの特約は適用しません。

偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害を補償します。

損害額から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、原則として保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。保険金額は10万円から100万円までの間で設定いただけます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他該当する場合に確認いただきたいこと

8

# 重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.9~18)の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。車両保険をご契約される場合は、ご契約のお車の所有者にもご説明ください。

マークのご説明

契約概要  
保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



該当するご契約者にご確認いただきたい事項

※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は東京海上日動のホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

## I 契約締結前におけるご確認事項

### 1 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)の商品の仕組み

#### 【基本となる補償・特約】

「賠償に関する補償」「ご自身の補償」「お車の補償」の3つの基本補償と万が一の事故の際に手厚くお客様への補償を行うため、「弁護士費用特約(自動車事故型)」、「入院時選べるアシスト特約」、「車両新価保険特約<sup>\*1</sup>」もしくは「車両全損時復旧費特約」の3つの基本特約があります。それぞれ、ご契約いただくかどうか自由にお決めいただけます(ただし、人身傷害保険および「入院時選べるアシスト特約」は原則として自動セットされます<sup>\*2</sup>)。



\*1 車両保険(一般条件)またはエコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)をご契約の場合で、満期日がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から38か月未満のときは原則自動セットされます。ただし、「リースカー車両費用保険特約」等をご契約の場合は自動セットされません。また、ご契約のお車がリースカーの場合やお車の買替えを想定されていない場合等、本特約の補償が必要な場合は本特約をご契約いただくことなく車両保険をご契約いただけます。なお、「車両新価保険特約」をご契約いただく場合(自動セットされる場合を含みます。)は、申込書等に「車両新価保険特約」等と表示されます。

\*2 例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。なお、「入院時選べるアシスト特約」は、人身傷害保険をご契約の場合に自動セットされます。

\*3 「人身傷害乗用具事故補償特約」をご契約いただく場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故については、傷害一時費用保険をお支払いしません。

\*4 車両保険金額が10万円未満の場合等は、「車両全損時諸費用不担保特約」をご契約いただく必要があります。

\*5 車両保険をご契約いただいている場合でも自動セットされます。また、「レンタカー費用等不担保特約」をご契約いただくことで車両搬送費用および緊急時応急対応費用のみの補償とすることができます。

\*6 車両保険をご契約いただいている場合でもご契約いただけます。

\*7 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・輕四輪)であり、かつ車両保険(一般条件)をご契約の場合で始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月から84か月を超えるときに自動セットされます。ただし、「リースカー車両費用保険特約」をご契約の場合は自動セットされません。なお、初度登録(初度検査)年月のうち、「月」のみが不明の場合は「12月」であるものと仮定して自動セットの可否を判定します。

\*8 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかをご契約の場合に自動セットされます。

\*9 車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。

\*10 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合は、自損事故傷害特約および「無保険車事故傷害特約」が自動セットされます。

\*11 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、「自損事故傷害特約」および「無保険車事故傷害特約」が自動セットされます。

## 2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

### ① 基本となる補償



保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。また、下表の保険金以外に、「対人臨時費用保険金」や「傷害一時費用保険金」等、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
対人賠償責任保険 対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 <sup>*11 *12</sup> ▶相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。	●第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ●ご契約のお車を運転中の方の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、補償を受けられる方が被った損害 ●台風、洪水または高潮によって生じた損害等
対物賠償責任保険 対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や壆等の他人の財物を壊したり、ご契約のお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合 <sup>*11 *12</sup> ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害等
人身傷害保険 人身傷害保険金	ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合 ▶補償を受けられる方1名について、保険金額を限度に実際の損害額 <sup>*13</sup> に対して保険金をお支払いします。	●無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害 ●補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害 ●補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害等
車両保険 車両保険金	衝突、接触等の事故により、ご契約のお車 <sup>*14</sup> に損害が生じた場合 ▶損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします(全損の場合は免責金額なしでお支払いします。)	●パンク等のタイヤのみに生じた損害(火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。) ●ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人の無免許運転や酒気帯び運転によって生じた損害 ●欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗 ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●故障損害 <sup>*15</sup> 等

お選びいただきご契約方式により、対象となる事故の範囲が異なります。										
主な事故例		お支払いします ×お支払いできません								
ご契約方式	ガードレール・電柱に衝突	当て逃げ	車庫入れに失敗	墜落・転覆	お車同士の衝突 <sup>*16</sup>	自転車との衝突	人・動物との衝突	火災・爆発	盗難	いたずら・落書き・窓ガラス破損
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エコノミー車両保険(自動車・乗用具等+A)	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○

※いずれのご契約方式においても、上表に記載のない電車やキックボード等との衝突・接触も補償の対象です。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

\*11 ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、お客様に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約<sup>(自動セット)</sup>」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。

\*12 ご契約のお車の運転者等が心神喪失等により法律上の損害賠償責任を負わないと東京海上日動が認める場合は、「心神喪失等による事故の被害者損害補償特約<sup>(自動セット)</sup>」により法律上の損害賠償額相当の範囲内で被害者の損害を補償します。

\*13 損害額(ケガによる治療費・休業損害、死亡による逸失利益・精神的損害等)の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。なお、「人身傷害乗用具事故補償特約」をご契約いただく場合、自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故または運行中の事故のいずれにも該当しない事故によって被った損害については、ケガによる休業損害および精神的損害は損害額に含めません。

\*14 ご契約のお車の付属品を含みます。ただし、ステッカーや車体に貼付されたフィルム等通常装飾品とみなされる物や燃料等は付属品として取り扱いません。

\*15 「故障補償特約(搬送時)」により補償の対象となる場合があります。

\*16 二輪自動車・原動機付自転車との衝突を含みます。

### ② 免責金額(自己負担額)



車両保険では、免責金額を設定する場合があります。車両保険の免責金額の設定方式には、定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。

ご契約に適用される免責金額は、申込書等をご確認ください。

\*「車両免ゼロ特約」をご契約の場合、車両保険に適用される免責金額が3万円または5万円のときは免責金額なしで保険金をお支払いします。ただし、お車同士の衝突や接触事故の場合に限ります。

### ③ 主な特約の概要

契約  
概要

弁護士費用特約 (自動車事故型)	自動車事故で相手方に法律上の損害賠償請求をするための弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ▶1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。 自動車事故のうち対人事故における刑事事件等の対応を行うための弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ▶1事故について補償を受けられる方1名あたり原則150万円を限度に保険金をお支払いします*1。 *1 弁護士への報酬等を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 ※弁護士等への委任や法律相談および弁護士等への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
入院時選べるアシスト特約	人身傷害保険の保険金をお支払いできる事故で3日以上入院した場合 ▶支払限度額および補償メニューとの上限額の範囲内で、ホームヘルパー派遣や差額ベッド代提供等の補償メニューの中から補償をご提供します。
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約	ご契約のお車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり修理工場等へリッカーレンタカー搬送された場合(自力走行は含みません)、または車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となつた地において自力走行できる状態に復旧した場合 ▶車両搬送費用、緊急時応急対応費用、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします*2。 *2 車両搬送費用、車両引取費用および代替交通費用は、事故の場合も走行不能となり修理工場等へリッカーレンタカー搬送されたときに限り保険金をお支払いします。なお、パンク等のタイヤのみに損害が生じた場合のレンタカー費用についても、走行不能となりリッカーレンタカー搬送されたときに限ります。また、事故・故障以外の車両自体に生じたトラブルの場合は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用に限り保険金をお支払いします。 ※ガソリン・軽油を燃料としないお車の燃料切れにより走行不能となり、燃料の補充が可能な場所までリッカーレンタカー搬送された場合は、車両搬送費用、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用について、上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
(レンタカー費用の補償日額に関する特約)	

商品内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他ご留意いただきたいこと

### 【運転者の年齢条件特約】

運転者の年齢条件(「年齢を問わず補償」以外をいいます。)を設定することで、保険料が割安になります。右表の方で、年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。右表の方の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定ください。

年齢条件区分 年齢を問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償 35歳以上補償

※右表の方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。

### 運転者の年齢条件が適用される方

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①～③の方の業務に従事中の使用人

### ④ 補償の重複に関するご注意

契約  
概要

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約<sup>\*3</sup>を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、以下の特約の要否をご検討ください<sup>\*4</sup>。

- 人身傷害乗用車事故補償特約…歩行中の補償等が重複することがあります。
- 個人賠償責任補償特約<sup>\*5</sup> ● ファミリーバイク特約 ● 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)<sup>\*5</sup> ● 弁護士費用特約(自動車事故型)

\*3 自動車保険以外の保険契約でご契約されている補償・特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*4 これらの特約を1契約のみにご契約される場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により補償を受けられる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

\*5 日立グループでは、団体扱自動車保険での個人賠償責任補償特約および弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)のお引受けはできません。

### ⑤ 保険金額の設定

契約  
概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。申込書等に保険金額の記載がない特約については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

#### [人身傷害保険金額] (補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(2億円超は「無制限」)とします。

#### ご参考 年齢別の損害額の目安

※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。

年齢	被扶養者の有無	死亡された場合	年齢	被扶養者の有無	死亡された場合
25歳	あり	1億円	55歳	あり	7,000万円
	なし	8,000万円		なし	5,000万円
35歳	あり	9,000万円	65歳	あり	5,000万円
	なし	7,000万円		なし	4,000万円
45歳	あり	9,000万円	75歳~	あり	4,000万円
	なし	7,000万円		なし	3,000万円

※「ご契約のしおり(約款)」に定める重度後遺障害の場合は、ご契約いただいた人身傷害保険の保険金額が「無制限」以外であっても保険金額が「無制限」であるものとして取り扱います。

#### [車両保険金額] (ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

東京海上日動が別途定める「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時における、ご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額を保険金額として設定ください。また、「車両新価保険特約」をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額として設定ください。なお、「車両全損時復旧費特約」をご契約の場合は、復旧費用限度額として車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額が設定されます。

※長期契約の場合、2年目以降の保険金額は、1年目の車両保険金額に始期日の応当日の翌日に所定の減価係数を乗じて設定します。このため、

1年契約を毎年更新する場合の保険金額と異なることがあります。

※リースカーレンタル費用保険特約をご契約の場合の設定方法はこれとは異なります。

### ⑥ 補償される運転者の範囲

契約  
概要

#### [本人限定特約(本人限定割引)、本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)]

ご契約のお車を運転される方を下表のとおり限定することで、保険料が割安になります。限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできません。

◎ 年齢問わず補償 ○ 運転者年齢条件の範囲内で補償 × 補償対象外

運転される方 特約	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①または②の同居の親族	④ ①～③の方の業務に従事中の使用人	⑤ 左記以外の方(別居の親族や友人等)
本人限定特約	○	×	×	×	×
本人・夫婦限定特約	○	○	×	×	×
限定しない場合	○	○	○	○	○

#### 記名被保険者年齢別料率区分 (運転者の年齢条件)

「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合

#### 型式別料率クラス制度 (ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合)

#### 各種割引制度

お車に関する割引制度	新車割引 ASV 割引 福祉車両割引 Eco割引(ハイブリッド車・電気自動車割引)
その他の割引制度	ゴールド免許割引 複数所有新規特則(セカンドカー割引) ノンフリート多数割引 運転性向割引 1日自動車保険無事故割引

## ② 保険料の払込方法



ご契約者のお勤め先を通じて保険料を払い込む団体扱となります。払込方法の詳細は、日立保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

## ③ 団体扱のご契約



ご契約者のお勤め先等と東京海上日動の間で「保険料の集金に関する契約書」を交している場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに団体扱・集団扱でご契約いただけます(団体扱・集団扱のご契約には、「団体扱・集団扱特約」が自動セットされます。)。

項目	「団体扱・集団扱特約」によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	①企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ※系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。
記名被保険者の範囲	②東京海上日動の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等)
車両所有者 <sup>*1</sup> の範囲	①ご契約者 ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族 ④①または②の別居の扶養親族 等

\*1 所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主をいいます。

以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。

- ・退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ・資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合 等

## ④ 保険料の不払い時の取扱い



払込猶予期間中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、集金不能日<sup>\*2</sup>または団体扱・集団扱特約解除日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

\*2 詳しくは、日立保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

## 4 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1 告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(日立保険サービスには、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「**④ III-1 通知義務等(P.15)**」をご参照ください。

#### 【主な告知事項・通知事項】

★ : 告知事項 ☆ : 告知事項かつ通知事項

ご住所	ご契約のお車を主に使用される方(以下①②いずれかに該当する方から1名)を設定します。賠償責任保険等の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。
お名前	①ご契約のお車を主に運転される方 ②ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者)
生年月日 (運転者の年齢条件 「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合)	始期日における記名被保険者の運転免許証の種類(色)(ゴールド・ブルー・グリーン)です。ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。  「割引制度(P.17)」
記名被保険者	※記名被保険者が運転免許証を保有していない場合や国際運転免許証のみ保有している場合は、「その他」の区分とします。 ※免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間(通算2か月間)可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点でもブルーであってもゴールドとみなすことができます。 ①始期日時点でゴールド免許を保有できるが、更新していない場合 ②始期日時点でゴールド免許を保有できるが、早期にブルー免許に更新した場合
免許証の種類 (色)	

用途・車種	★原則として登録番号標または車両番号の分類番号および塗色に基づき東京海上日動が定めた区分によります。 ※自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」とは異なることがあります。
ご契約のお車	★ご契約のお車の所有権を有する方であり、原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方です。申込書等上、所有権留保条項付売買契約によるお車や、1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。
使用目的	★ご契約のお車の使用実態にしたがって設定します。使用目的により保険料が異なります。 年間 <sup>*3</sup> を通じて平均月15日以上、業務(通勤を除く) <sup>*4</sup> に使用する いいえ 年間 <sup>*3</sup> を通じて平均月15日以上、運転者本人が自らの通勤・通学 <sup>*5</sup> に使用する いいえ 日常・レジャー使用
前契約	★ノンフリート等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の証券番号、等級、事故有係数適用期間、会社名、保険期間、事故件数を記載してください。 
他の保険契約等	★この保険契約以外にご契約されている、ご契約のお車を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約がある場合、原則、東京海上日動にて保険のお引受けができません。

\*3 始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

\*4 「業務」とは労働の対価を得るための行為をいいます(ボランティアは除きます)。

\*5 「通学」とは学校教育法に定める「学校」の登下校をいいます(高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専修学校・都道府県知事の認可を得た予備校や服飾学校等)。

### [その他の告知事項・通知事項]

#### ★ 告知事項

- ・ご契約のお車の仕様<sup>\*6</sup>、初度登録(初度検査)年月、HV・EV区分(ハイブリッド車・電気自動車)<sup>\*7</sup>
- ・ノンフリート契約をお申込みされるご契約者へのご確認事項

#### ☆ 告知事項かつ通知事項

- ・ご契約のお車の型式<sup>\*8</sup>、登録番号(車両番号)、車台番号<sup>\*9</sup>、AEB装置(有無)<sup>\*9</sup>、特殊車両区分(福祉車両、教習車、レンタカー)
- ・複数所有新規特則の適用条件を満たした他契約(証券番号、会社名、等級)<sup>\*10</sup>
- ・ちょいのり保険(1日自動車保険)の利用日数、事故件数<sup>\*10</sup>

\*6 車両保険をご契約の場合

\*7 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内の場合(Eco割引の適用条件 P.17)をご確認ください。

\*8 ご契約のお車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合、および自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)以外で車両保険をご契約の場合

\*9 ご契約のお車がASV割引適用期間の自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合

\*10 ノンフリート契約を初めてご契約される場合(複数所有新規特則、1日自動車保険無事故割引の適用条件 P.17)をご確認ください。)

## 2 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。東京海上日動および日立保険サービスは、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約をクーリングオフします。  
申込人住所  
氏名 (印)  
電話 自宅 ( )  
勤務先 ( )  
・申込日:  
・保険種類:トータルアシスト自動車保険  
・証券番号:  
・ご契約の営業店:  
・ご契約の代理店:

郵便はがき  
812-8684  
東大博通り福岡市博多区御供所2町3-21  
クーリングオフ受付係行

### 【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。東京海上日動宛に必ず郵便(消印有効、普通便可)または東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))経由(発信日有効)で通知ください(ご契約を申し込まれた日立保険サービスでは受け付けることができません)。

### 【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(「保険契約の更新に関する特約」をご契約いただいた場合を含みます)。
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 「通信による契約申込に関する特約」により申し込まれたご契約等

### III 契約締結後におけるご注意事項

#### 1 通知義務等

##### [通知事項]

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく日立保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「**II-1 告知義務(P.13)**」をご参照ください。

##### [その他ご連絡いただきたい事項] (以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますのでご連絡ください。)

- 以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめ日立保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。
  - ・ご契約のお車を変更する場合(新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合)
  - ・ご契約のお車を譲渡する場合(ご契約のお車を譲渡されても、ご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。)
  - ・記名被保険者や運転される方の範囲・年齢条件を変更する場合
  - ・ご契約のお車の車両所有者を変更する場合
- ご契約者の住所・メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なく日立保険サービスまたは東京海上日動までご連絡ください。

#### 2 解約されるとき

ご契約を解約される場合は、日立保険サービスまたは東京海上日動までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求<sup>\*1</sup>することができます。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があつても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間<sup>\*2</sup>に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。また、新たなご契約の等級の進行が、解約しない場合と比べて不利になることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

#### 3 ご契約の中止制度

右記事由が生じ、所定の条件を満たすときは、ご契約を一旦中止したうえで、中止後の新たなご契約に「等級」および「事故有効期間」を継承することができます。

中止日(解約日または満期日)から5年以内に、日立保険サービスまたは東京海上日動に、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

##### 中断証明書の発行事由

- ・ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれに伴い既に所有する別の車と入替を行った場合
- ・ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合
- ・ご契約のお車が災害により滅失した場合
- ・記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に、解約日または満期日がある場合

#### 4 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)

ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、「更新特約」をご契約されている場合が対象です(保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。)。

##### [更新のご案内]

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)をお送りします。一部のご契約を除き、ご契約は満期日前に自動更新されます。詳細は日立保険サービスへお問い合わせください。

##### [万が一の際の「更新バックアップ」]

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、「更新特約」に基づき、更新前のご契約と同様<sup>\*3</sup>のご契約内容にてご契約を自動更新(更新バックアップ)します。

\*3 車両保険金額を見直したうえで自動更新(更新バックアップ)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

\*4 「更新特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。

\*5 所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ東京海上日動よりご連絡します。

### IV その他ご留意いただきたいこと

#### 1 個人情報の取扱い

東京海上日動および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行っています。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること(自動車保険の合計台数が10台以上となった場合は、所有・使用するお車のご契約に関する個人情報を含みます。)
- ③東京海上日動と東京海上グループ各社または東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のため、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受け会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること詳しくは、東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))をご参照ください。

#### 2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、ご契約は無効になります。また、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合も原則として無効になります。
- ご契約者や補償を受けられる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

#### 3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/))をご確認ください。

#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はグローバルリスクマネジメント本部 電機・情報サービス部 営業第二チームにて承ります。

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

#### 4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%<sup>\*4</sup>まで補償されます。

\*4 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%まで補償されます。

#### 5 その他契約締結に関するご注意事項

- 日立保険サービスは東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、日立保険サービスとの間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受け割合に応じ、連帶することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を日立保険サービスまたは東京海上日動に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに日立保険サービスまたは東京海上日動に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

#### 6 事故が起きたとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 自動車検査証等、お車の登録内容や廃車の事実を確認するための書類
- 東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

#### 7 その他

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容は、東京海上日動ホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant))でご確認いただけます。

※「ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約」をご契約される場合には、「ドライブレコーダー型テラマイクス端末等の貸与に関する規約」を、「運転性向による保険料算出に関する規約」をご契約される場合には、「運転性向による安全運転診断サービス利用規約」をご確認ください。

**03-3285-1861**

受付時間: 平 日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料  
有料

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

通話料  
有料

#### 0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平 日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料  
有料

# V その他該当する場合にご確認いただきたいこと

## 1 割引制度

以下のような割引制度がありますので、該当するものがいか十分ご確認ください。なお、保険料の割引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

### ●お車に関する割引制度

割引名称	適用条件	割引率
新車割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)であること ・始期日 <sup>*1</sup> の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月 <sup>*2</sup> の翌月から起算して49か月以内であること	別表1 (P.18)
ASV割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装着されていること <sup>*3</sup> ・始期日 <sup>*1</sup> がご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前にあること	9% <sup>*4</sup>
福祉車両割引	ご契約のお車が福祉車両(消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車)の場合	3% <sup>*4</sup>
Eco割引 (ハイブリッド車・ 電気自動車割引)	ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のハイブリッド自動車、電気自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、始期日 <sup>*1</sup> の属する月がご契約のお車の初度登録(初度検査)年月 <sup>*2</sup> の翌月から起算して13か月以内の場合 ※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します。	3% <sup>*4</sup>

\*1 長期契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

\*2 初度登録年月がない構内専用車等には、割引は適用できません。

\*3 型式が不明のお車には、割引は適用できません。

### ●その他の割引制度

割引名称	適用条件	割引率
ゴールド免許割引 <sup>*5</sup>	始期日時点で記名被保険者が保有する運転免許証の種類(色)がゴールドの場合 ※始期日時点でゴールド免許証を保有していない場合でも、ゴールド免許割引を適用できる場合があります。→  「告知義務(P.13)」	運転者の範囲・年齢条件に応じた割引率 <sup>*4</sup> 別表2 (P.18)
複数所有新規特則 (セカンドカー割引)	既に自動車保険(東京海上日動以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下、「他契約」といいます。)をご契約いただいている方が2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、以下の条件をすべて満たすとき ・新たにご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと ・新たにご契約の記名被保険者および所有者 <sup>*6</sup> が、他契約の記名被保険者および所有者 <sup>*6</sup> とそれ同一 <sup>*7</sup> であり、かつ、個人であること ・他契約に適用されている等級が11等級以上であること(東京海上日動長期契約の場合、みなし等級が11等級以上であること) ・新たにご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること ・新たにご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること	7等級(S)が適用され、6等級(S)と比べ割安な保険料となります。 →  「保険料の決定の仕組みと払込方法等(P.12)」
ノンフリート多數割引	始期日時点でご契約者が以下の方を記名被保険者として、1保険証券 <sup>*8</sup> で2台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき ※「更新特約」をご契約いただくことはできません。→  「しっかり更新サポート(P.15)」 ①ご契約者 <sup>*10</sup> ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族	2台: 3% <sup>*4</sup> 3~5台: 4% <sup>*4</sup> 6台以上: 6% <sup>*4</sup>
運転性向割引	前契約等に「運転性向による保険料算出に関する特約」 <sup>*11</sup> をご契約いただいている場合で、運転性向計測期間における運転性向スコアが80点以上であること等、同特約等に定める条件を満たすとき	5% <sup>*4</sup> ※長期契約の場合は保険年度毎に割引の適用可否を判定します。
1日自動車保険無事故割引	以下の条件をすべて満たす場合 ・ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約であること ・ご契約の記名被保険者とちよいのり保険(1日自動車保険)の記名被保険者が同一であること ・所定の期間内に通算して5日以上を保険責任期間としてちよいのり保険(1日自動車保険)に加入しており、かつ、その契約に保険事故が発生していないこと	別表3 <sup>*4</sup> (P.18) ※長期契約の場合は第1保険年度の保険料が対象

\*4 一部の特約を除き、保険料全体に割引が適用されます。

\*5 運転免許証の種類(色)がゴールド以外の場合と比較した保険料割引をいいます。

\*6 所有权留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主をいいます。

\*7 次の①~③のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。①他契約の記名被保険者 ②①の配偶者 ③①または②の同居の親族

\*8 団体扱・集団扱のご契約の場合は、複数の保険証券でのご契約でも、一定の条件を満たすときはこの割引を適用します。

\*9 団体扱・集団扱のご契約の場合は、「更新特約」が自動セットされます。

\*10 ご契約者が、所有權留保条項付売買契約上の売主、またはリース業者である場合は、買主や借主と読み替えます。

\*11 東京海上日動の定める条件を満たす車両走行情報が取得可能なお車に限りご契約いただけます。詳細は日立保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

\*上記「ノンフリート多數割引」を適用しているご契約の場合等は、割増のない分割払ご契約いただけます。

\*上記以外にも、団体扱の場合、団体扱割引を適用することができます。

別表1	初度登録からの経過月数	対人賠償 <sup>*12</sup>		対物賠償 <sup>*12</sup>		人身傷害 <sup>*12</sup>		車両保険 <sup>*12</sup>	
		6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外	6等級(S)	6等級(S)以外
普通・ 小型	~25か月	38%	13%	36%	11%	25%	21%	34%	9%
	26~49か月	31%	6%	30%	6%	25%	21%	29%	9%
軽四輪	~25か月	26%	5%	27%	9%	38%	18%	36%	13%
	26~49か月	17%	2%	27%	4%	34%	15%	13%	13%

別表2	運転者の年齢条件 運転者の範囲を限定する特約	年齢を問わず補償 21歳以上補償 35歳以上補償	別表3	
			ちよいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間	6等級(S)
本人限定特約		12%	18%	2%
本人・夫婦限定特約		9%	15%	4%
限定しない場合			20日以上	5%

\*12 6等級(S)が適用される長期契約の場合、第1保険年度は「6等級(S)」、第2保険年度以降は「6等級(S)以外」の割引率を適用します。

\*各割引率は2025年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

## 2 前契約において事故にあわれたお客様へ

ノンフリート等級別割引・割増制度(P.12)における事故の取扱いは以下のとおりです。前契約の事故件数を「ア:3等級ダウン事故」「イ:1等級ダウン事故」に分けて申込書等に記載してください。

\*本契約において事故にあわされた場合も、以下と同様に取り扱います。

\*2024年12月31日以前始期契約の場合は、事故の種類や特約の名称が異なることがあります。

事故の種類	更新後のご契約の等級決定方法等 (前契約の保険期間が1年の場合)	
	等級	事故有効期間
1等級 ダウン事故	事故1件について 「-1」等級	事故1件について 「+1」年 <sup>*16</sup>
ノーカウント 事故	以下にかかる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。 ①車両事故(「車内携行品補償特約」にかかる事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損 <sup>*13</sup> ・盗難・騒じようや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・たつ巻・洪水・高潮・落書・いたずら <sup>*14</sup> ・飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故 <sup>*15</sup> ・「故障補償特約(搬送時)」により保険金をお支払いする故障 <sup>*15</sup> ②「他車運転危険補償特約」の飛来・落下物衝突損害修理費用にかかる事故 ③上記①または②とノーカウント事故の組み合わせの事故	他の事故がない場合、 「+1」等級
3等級 ダウン事故	以下にかかる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。 ・対人臨時費用 ・無保険車事故傷害特約 ・人身傷害保険 ・人身傷害乗用具事故補償特約 ・車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約 ・レンタカー費用の補償日額 ・搭乗者傷害特約(一時金払) ・搭乗者傷害特約(日数払) ・法律相談費用補償特約 ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型) ・弁護士費用特約(自動車事故型) ・ファミリーバイク特約 ・個人賠償責任補償特約 ・「無過失事故に関する特約」によりノーカウント事故として取り扱われる事故 ・地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 ・被害者救済費用等補償特約 <sup>*17</sup> ・心神喪失等による事故の被害者損害補償特約 <sup>*17</sup>	他の事故がない場合、 「+0」年 <sup>*16</sup>

\*13 他物との衝突・接触・転覆・墜落によるものを除きます。

\*14 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

\*15 本特約のみにかかる保険事故の場合に限ります。

\*16 更新前のご契約の事故有効期間が1~6年の場合は、「1年」引いた後に上表の年数を加算します。

\*17 本特約により「対物超過修理費特約」を適用する場合を含みます。



# 本冊子で用いる用語の解説

<b>主な自家用車</b>	お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。
<b>記名被保険者</b>	補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただきます。
<b>ご家族</b>	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。
<b>配偶者</b>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。※婚約とは異なります。 ①婚姻意思*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
<b>全損</b>	ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかつた場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。 ※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。
<b>ノンフリート契約</b>	ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。
<b>保険年度</b>	長期契約における「保険年度」とは、初年度は始期日から1年間、次年度以降はそれぞれ始期日の応当日から1年間をいいます。

## 「ご契約のしおり(約款)」「保険証券」の提供方法について

いずれもWeb(ホームページ)で閲覧いただく方法をおすすめしていますが、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

※保険証券について「Web(ホームページ)で閲覧する」にチェックいただいた場合、東京海上日動マイページでご確認いただけます。東京海上日動マイページは、東京海上日動ホームページまたは専用アプリ(右記の2次元コードよりダウンロードください)からご利用ください。なお、Web証券をご選択いただいた場合、原則として「変更手続き完了のお知らせ」は、東京海上日動マイページでご確認いただけます。

※ご契約者が法人の契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」をご選択いただけません。



## ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、 トータルアシスト	総合自動車保険	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
ちょいのり保険 (1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険	故障補償特約(搬送時)	故障搬送時車両損害補償特約
車両搬送・応急対応・ レンタカー費用等補償特約	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約	車両全損時復旧費特約	車両全損時復旧費用補償特約
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠責)および賠償事故解決に関する特約	TAP	一般自動車保険
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)	エコノミー車両保険 (自動車・乗用具等+A)	車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)	レンタカー費用等 不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
ドライブエージェント パーソナル(DAP)特約	事故発生の通知等に関する特約	車対車免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約	本人限定特約	運転者本人限定特約
		本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
		更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約

## 東京海上日動のホームページのご案内

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

東京海上日動のホームページでは、東京海上日動マイページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。  
※個人のお客様に限ります。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照いただくか、日立保険サービスまたは東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、日立保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

### 事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

**0120-119-110**

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)

**0120-560-057**

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



### 保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや  
契約変更手続きのご案内はこちら▶

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/)



お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社 日立保険サービス

東京都台東区東上野二丁目16番1号 上野イースタワー 〒110-0015

WEBサイト <https://www.hitachi-hoken.co.jp/>

東京海上日動火災保険株式会社

[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)

※東京海上日動ホームページでは東京海上日動の保険に関する一般的な商品内容のお問い合わせのみ対応しています。割引率等団体固有のお問い合わせについては、日立保険サービスにご連絡ください。